生産者のみなさまへ

農薬は正しく使いましょう



農薬を使う際のポイント

1. 農薬ラベルの事前確認
2. 保管管理の徹底
3. 周辺作物への飛散防止対策
4. 農薬使用履歴の記録

不適正に農薬を使うと…

３年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金を科せられる可能性があります。
（農薬取締法第47条）
また、残留農薬基準値を超過する農薬が検出された場合、食品衛生法に基づき、回収・廃棄命令などの措置がとられます。

大分県農林水産部地域農業振興課

ポイント1 農薬ラベルの事前確認

農薬ラベルの記載事項を、使用前に確認しましょう。

農林水産省の農薬登録情報提供システムで農薬登録の情報を検索することができます。
農薬登録情報提供システム（ https://pesticide.maff.go.jp/ ）

〔ラベル例〕

殺虫剤　　○○水和剤　　農林水産省登録第□□□□号

① 作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10a当たりの使用液量	② 使用時期	③ 本剤の使用回数	使用方法	④ ●●(成分名)を含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	1,000～2,000倍	100～300(ℓ/10a)	収穫14日前まで	3回以内	散布	3回以内
なす	ハダニ類	4,000倍	100～300(ℓ/10a)	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内

⑤最終有効年月（西暦下2ケタ）：28.08

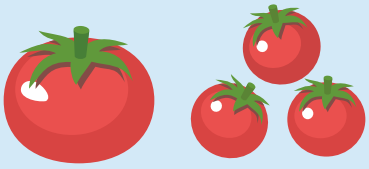
① 作物名

使用できる作物名です。これ以外には使用できません。
作物の名前が似ていても、収穫物の大きさや重さ、収穫部位、収穫物の形態、収穫時期が異なる場合には、農薬の使用方法が異なる場合があります。

〔間違いやすい作物の例〕

作物名

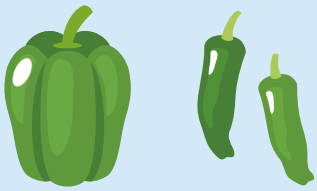
「トマト」と「ミニトマト」



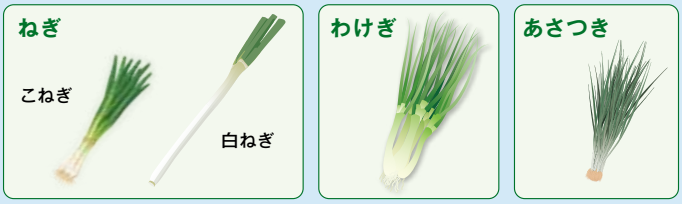
「だいず」と「えだまめ」



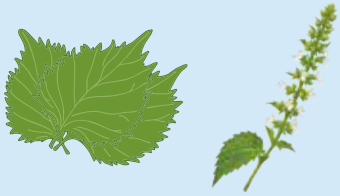
「ピーマン」と「ししとう」



「ねぎ」と「わけぎ」と「あさつき」



「しそ」と「しそ（花穂）」



② 使用時期

この農薬を使っても良い時期が記載されています。この時期以外の使用は、作物残留、効果不足、薬害などの問題につながります。記載された時期以外の使用はできません。

③ 本剤の使用回数

この農薬(商品)の使用できる回数です。この回数を超えて使用できません。

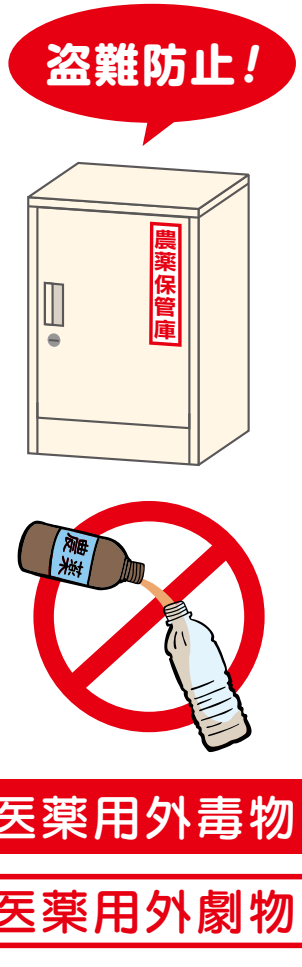
④ ●●(成分名)を含む農薬の総使用回数

同じ成分を含む農薬を使用できる回数です。
●●には成分名が記載されています。商品名が違う農薬でも同じ成分のものがあるので注意が必要です。
購入した種子や苗に使用されている農薬も使用回数に含みます。

⑤ 最終有効年月

例えば、28.08 は 2028 年 8 月まで有効です。
最終有効年月を過ぎて使用しないようにしましょう。

ポイント2 保管管理の徹底



〔通常の農薬の保管〕

- 保管場所は、農薬以外のものと区別し、直射日光の当たらない冷暗所に設置する
- 農薬使用者以外の人が入れない場所に保管し、盗難防止のため施錠する
- 誤飲防止のため、他の容器への移し替えは厳禁
- 誤使用を防ぐため、整理整頓する
- 帳簿などで、品目や数量などの保管状況を定期的に確認する
- 空容器や期限切れの農薬は、適切に処分する

〔毒物、劇物に該当する農薬の保管〕

- 専用の鍵のかかる堅固な保管庫で管理する
- 保管庫の見えやすい箇所に、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をする
- 盗難、紛失したときは、直ちにその旨を警察署に届け出ること。(取り扱いに関しては、「毒物及び劇物取締法」を遵守すること)

ポイント3 周辺作物への飛散防止対策

農薬が目的とする作物以外の作物に付着し、その作物から基準を超えて農薬が検出される場合があります。

農薬が飛散しないよう注意しましょう。



●飛散防止のチェック項目

□**散布量が多くなりすぎないようにしましょう。**

□**無風、又は風の弱いときに散布しましょう。**

□**風向きに気をつけましょう。**
- 風下に別の作物があるときは特に注意が必要です。

□**散布の方向や位置に気をつけましょう。**
- ほ場の外側から内側に向けて散布
- できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるように散布

□**細かすぎる散布粒子のノズルの使用や散布圧力を上げすぎないようにしましょう。**
- 散布圧力を高めるほど、細かい粒子が発生し、飛散しやすくなります。

飛散防止対策例

- ●まわりの作物にも登録のある農薬を使用する。
- ●飛散しにくい剤型の農薬を使用する（粒剤など）。
- ●境界区域では農薬を散布しない。
- ●まわりの作物をネットやシートで一時的に覆う。

これも大事！ 防除器具の洗浄を徹底！



使用後の噴霧器、タンクおよびホースなどの防除器具は、洗い残しが無いように念入りに洗ってください。

以前使用した農薬が残っている噴霧器、タンクおよびホースを使用すると、その農薬が次に散布する作物に基準を超えて残留することがあります。

ポイント4 農薬使用履歴の記録

農薬の使用状況を確認するために、使用履歴を記録し一定期間保管しましょう。

記録事項

使用した場所（ほ場名・面積）、農作物名、使用年月日、使用者名、商品名、成分名、使用量、希釈倍数（散布時）等

〔使用記録等の例〕

ほ場名：　　ほ場面積：　　農作物名：

使用年月日	使用者名	商品名	成分名	使用量	希釈倍数

これも大事！

農薬散布前における周辺へのお知らせ

人や農作物等への被害を防ぎ、周囲からの苦情にならないために、時間に余裕を持ってお知らせしましょう。



内容：使用する目的、散布日時、使用する農薬、使用者の連絡先
対象：周辺の住宅、公共施設（学校、病院等）、農場、養蜂家

※近くに学校、通学路がある場合には、通学・帰宅時間帯の散布は避けましょう。また、学校や子どもの保護者などにもお知らせしましょう。

無人航空機（ドローン、無人ヘリコプター等）で農薬を散布するときは、以下の許可・承認と散布計画の提出が必要です。飛行ルールを守り、農薬が飛散しないよう注意しましょう。

■国土交通大臣の許可・承認

●申請はこちら：（ドローン情報基盤システム）
https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/

●無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

■大分県への散布計画の提出

大分県庁　小型無人機による農薬散布に関する情報
http://www.pref.oita.jp/soshiki/15060/helidrone.html

【散布計画の提出・相談はこちら】

●東部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班　国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎内）☎0978-72-0409
●中部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班　大分市府内町3-10-1（大分県庁舎別館）☎097-506-5732
●南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班　佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎内）☎0972-24-8645
●豊肥振興局 農山村振興部　企画・農政班　竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎内）☎0974-63-1172
●西部振興局 農山村振興部　企画・農政班　日田市城町1-1-10（日田総合庁舎内）☎0973-22-2585
●北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班　宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎内）☎0978-32-1621

農薬適正使用チェックシート

1. 農薬使用前にはラベルと使用記録簿を確認しましょう!

チェック欄	内　　容
	農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されている。
	農薬の使用量は、ラベルに記載されている範囲である。
	農薬の希釈倍数は、ラベルに記載されている範囲である。 (散布する場合に確認)
	農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期(収穫○日前)以上の日数がある。
	購入した種苗に使用されている農薬の商品名と成分名を確認している。
	農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数以内である。 (本剤の使用回数及び●●(成分名)を含む農薬の総使用回数以内)
	使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内である。
	ラベルに記載されている注意事項を確認している。

2. 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう!

チェック欄	内　　容
	農薬を使用したほ場を記載している。
	農薬を使用した農作物を記載している。
	農薬を使用した年月日を記載している。
	使用した全ての農薬について、商品名と成分名を記載している。
	農薬の使用量を記載している。
	使用した農薬の希釈倍数を記載している。(散布する場合に確認)

3. 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認しましょう!

チェック欄	内　　容
	使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬である。
	農薬の使用量は、ラベルに記載されている範囲である。
	農薬の希釈倍数は、ラベルに記載されている範囲である。
	農薬を使用した日から、ラベルに記載された使用時期(収穫○日前)以上の日数が経過している。
	農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数以内である。 (本剤の使用回数及び●●(成分名)を含む農薬の総使用回数以内)

(令和８年８月 改訂版)